

沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱

[沿革] 平成27年6月11日決定 令和元年7月8日一部改正 令和2年3月31日一部改正 令和3年3月26日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、大規模自然災害等（以下「大規模災害」という。）により地域の精神保健医療に支障を来すこととなる被災地域等で、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行う沖縄県災害派遣精神医療チーム「沖縄県D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team）」（以下「沖縄県D P A T」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 沖縄県D P A Tとは、大規模災害が発生した際に、県内外の被災地域において、精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。

(派遣協定)

第3条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、沖縄県D P A T派遣を行う意志があり、D P A Tの活動に必要な人員、装備を有し、沖縄県D P A Tに登録された沖縄県内の精神科病院、その他医療機関及び精神保健関連団体と、沖縄県D P A Tの派遣に関する協定を締結するものとする。

(編成)

第4条 沖縄県D P A Tは、次に掲げる機関の班により編成する。

- (1) D P A T先遣隊（独立行政法人国立病院機構琉球病院及び次号により登録された機関のうち、発災当日から遅くとも48時間以内に県内外の被災地域において活動できる班を有する機関であって、沖縄県が厚生労働省に登録したもの）
 - (2) 沖縄県災害派遣精神医療チーム（D P A T）登録申請書（様式1）により、沖縄県に申請し登録された機関
- 2 沖縄県D P A Tの1チームの標準的な編成は、精神科医師、看護師、業務調整員（ロジスティクス）の3職種を含めた3名から6名程度を基本とする。ただし、現地ニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、又は臨床心理技術者等を含めて人数及び職種を適宜構成するものとする。
- 3 先遣隊を構成する医師は、精神保健指定医でなければならない。また、先遣隊以外の班を構成する医師は、精神保健指定医であることが望ましい。

(統括者)

第5条 沖縄県D P A T統括者は、沖縄県立総合精神保健福祉センター所長及びあらかじめ県が任命した精神科医師であって、沖縄県が厚生労働省に登録したものが務める。

(派遣基準)

第6条 沖縄県D P A Tの派遣基準は、次のとおりとする。

- (1) 県内で大規模災害が発生し、沖縄県災害対策本部が設置され、被災地域において精神医療及び精神保健活動への需要が増大する等、沖縄県災害医療本部がその活動を要すると判断した場合
- (2) 県外で大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により厚生労働大臣又は被災都道府県知事から知事に対して沖縄県D P A T派遣要請があった場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

(派遣方法)

第7条 知事又は保健医療部長は、前条の派遣基準に照らし、沖縄県D P A Tの派遣が必要と認めるときは、沖縄県D P A Tとして登録された機関（以下「登録機関」という。）の長に対して、沖縄県D P A Tの派遣を要請するものとする。

(沖縄県D P A Tの派遣)

第8条 登録機関の長は、前条により派遣要請を受けたときは、沖縄県D P A Tを派遣する。

(活動内容)

第9条 沖縄県D P A Tは、沖縄県又は被災都道府県のD P A T調整本部又はD P A T活動拠点本部に参集し、原則として、当該D P A T調整本部及びD P A T活動拠点本部の調整下で被災地域内の災害拠点病院、精神科医療機関、保健所、避難所等において次に掲げる活動を行う。

- (1) 本部活動
- (2) 情報収集とアセスメント
- (3) 情報発信
- (4) 被災地での精神科医療の提供
- (5) 被災地での精神保健活動の支援
- (6) 被災した医療機関への専門的支援
- (7) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）の支援
- (8) 精神保健医療に関する普及啓発
- (9) 活動記録と処方箋
- (10) 活動情報の引継ぎ
- (11) 活動終結時期の検討

(活動期間)

第10条 沖縄県D P A Tの1チーム1回あたりの活動期間は、1週間（移動日2日、活動日5日）を標準とする。

(費用負担)

第11条 登録機関の長は、第3条の協定に基づき沖縄県D P A Tの派遣に要する費用を請求することができる。

(補償)

第12条 知事は、沖縄県D P A Tの活動に伴う事故等に対応するため、県の負担において沖縄県D P A T構成員(以下「構成員」という。)を傷害保険に加入させるものとする。

(研修等)

第13条 沖縄県及び構成員が所属する病院等は、その技術の向上等を図るため、構成員の研修及び訓練に努めるものとする。

(定めのない事項)

第14条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県D P A T活動マニュアルに従うほか、知事が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。